

令和元年度

第7回市政モニターアンケート

受動喫煙防止対策に関する市民意識調査について

北九州市広報室広聴課

## 目次

I	調査の概要	1
II	市政モニターの構成	1
III	調査結果	2
	<b>【回答者の喫煙状況】</b>	
	(1) 回答者の喫煙状況	2
	(2) 喫煙回答者の周囲への配慮状況	2
	(3) 非喫煙回答者が利用する飲食店の禁煙状況	2
	<b>【回答者の受動喫煙の認識度】</b>	
	(4) 回答者の認識度	3
	(5) 回答者の情報入手度	3
	(6) 回答者の関心度	3
	(7) 回答者の受動喫煙経験の有無	4
	(8) 回答者が受動喫煙を受けた時の不快感	4
	(9) 回答者が受動喫煙を受けた時の行動	4
	(10) 回答者が受動喫煙を受けた場所	5
	(11) 受動喫煙の健康への影響に関する回答者の考え	5
	(12) 回答者が飲食店を利用するときの留意点	5
	<b>【回答者の改正健康増進法に関する認識度】</b>	
	(13) 改正健康増進法による受動喫煙対策強化に関する回答者の認識度	6
	(14) 改正健康増進法に関する情報入手方法	6
	(15) 改正健康増進法による禁煙への動き	6
	<b>【COPD(慢性閉塞性肺疾患)の認識度】</b>	7
	<b>【自由意見】</b>	8～10
IV	全体考察	11～12

## I 調査の概要

調査対象者	市政モニター	150人
回答者数	134人	(回収率89.3%)
調査実施日	令和元年8月20日～令和元年9月7日	
実施方法	調査票による郵送及びインターネット調査	
調査実施課	広報室広聴課	TEL 582-2527
調査依頼課	保健福祉局健康推進課	TEL 582-2018

## II 市政モニターの構成

### 令和元年度市政モニターの構成

(単位:人)

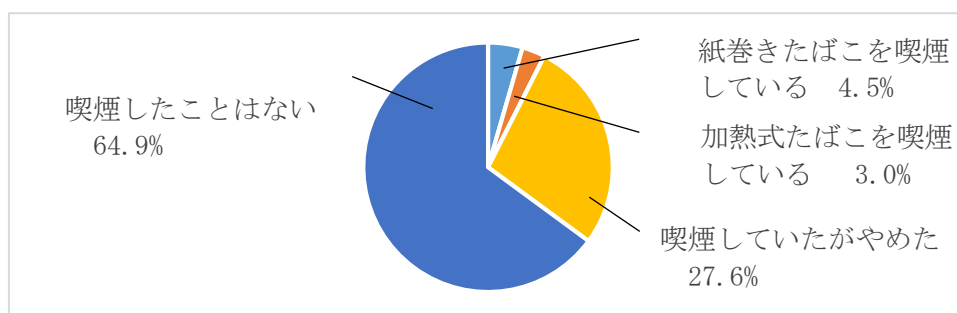
区分	合計	男性	女性	区分	合計	男性	女性
全体	150 (100.0%)	68 (45.3%)	82 (54.7%)	区別			
10歳代	3 (2.0%)	0 (0.0%)	3 (2.0%)	門司区	15 (10.0%)	5 (3.3%)	10 (6.7%)
20歳代	18 (12.0%)	9 (6.0%)	9 (6.0%)	小倉北区	28 (18.7%)	12 (8.0%)	16 (10.7%)
30歳代	18 (12.0%)	8 (5.3%)	10 (6.7%)	小倉南区	33 (22.0%)	16 (10.7%)	17 (11.3%)
40歳代	28 (18.7%)	12 (8.0%)	16 (10.7%)	若松区	12 (8.0%)	5 (3.3%)	7 (4.7%)
50歳代	23 (15.3%)	11 (7.3%)	12 (8.0%)	八幡東区	11 (7.3%)	6 (4.0%)	5 (3.3%)
60歳代	33 (22.0%)	15 (10.0%)	18 (12.0%)	八幡西区	40 (26.7%)	17 (11.3%)	23 (15.3%)
70歳以上	27 (18.0%)	13 (8.7%)	14 (9.3%)	戸畑区	11 (7.3%)	7 (4.7%)	4 (2.7%)

※ 数値の単位未満は四捨五入を原則としましたので、総数と内容の合計は一致しない場合があります。

### Ⅲ 調査結果

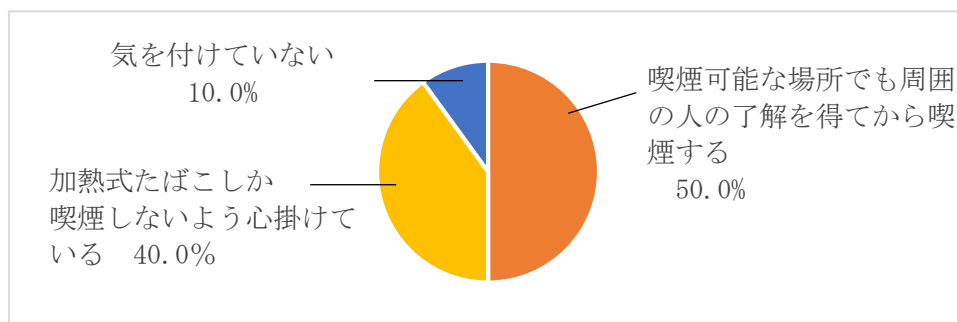
#### 【回答者の喫煙状況】

問1 あなたは、喫煙していますか。(1つのみ○)



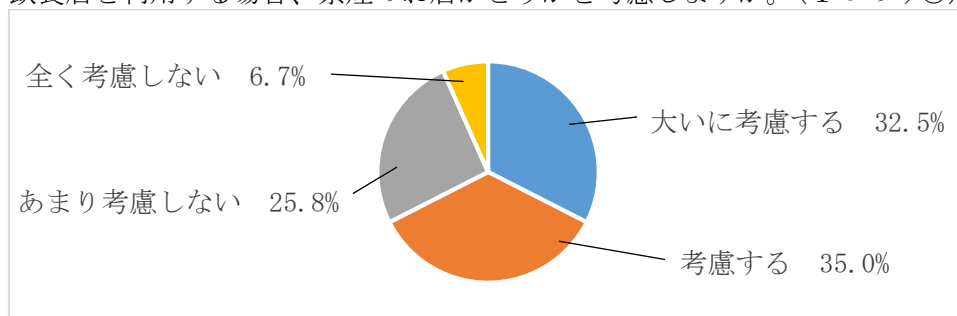
\* 問1では、「紙巻きたばこ、加熱式たばこの両方を喫煙している」という調査項目があったが、当該項目については、回答者はいなかった。

問1-2 問1で「紙巻たばこを喫煙している」、「加熱式たばこを喫煙している」、「紙巻きたばこ、加熱式の両方を喫煙している」と回答された方にお伺いします。  
あなたは他人がいる場所で喫煙するときに、周囲の迷惑にならないよう気を付けていることがありますか。(1つのみ○)



問1-3 問1で「喫煙していたがやめた」、「喫煙したことはない」と回答された方にお伺いします。

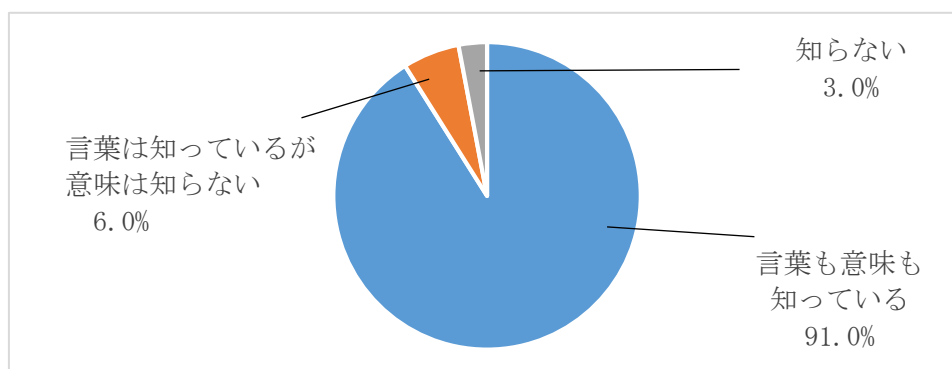
飲食店を利用する場合、禁煙のお店かどうかを考慮しますか。(1つのみ○)



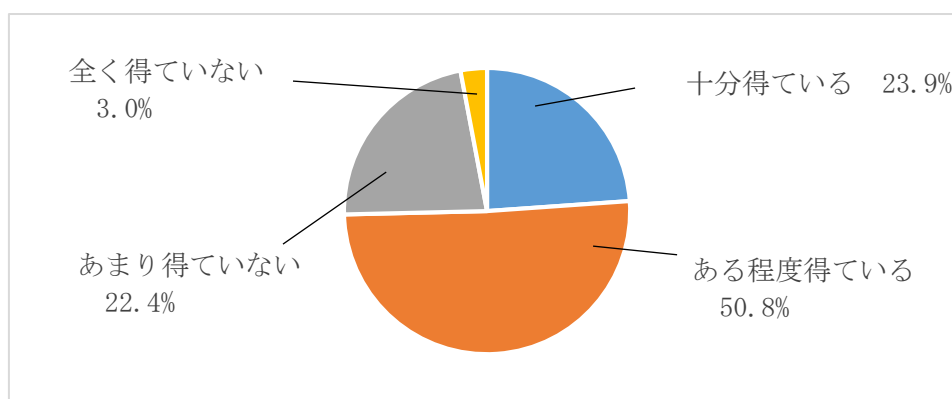
回答者の92.5%（「喫煙したことはない」64.9%、「喫煙していたがやめた」27.6%）は非喫煙であり、そのうち67.5%（「大いに考慮する」32.5%、「考慮する」35.0%）は飲食店を利用する場合に禁煙状況を考慮している。

【回答者の受動喫煙に関する認識度】

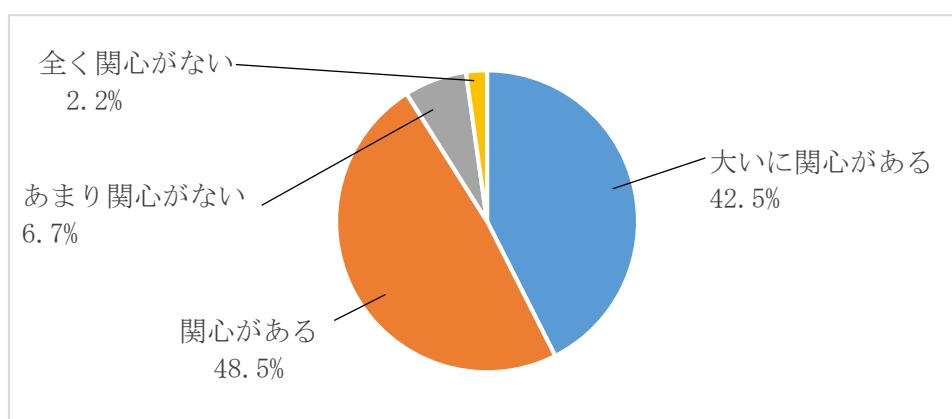
問2 あなたは、「受動喫煙」という言葉を知っていますか。(1つのみ○)



問3 あなたは現在、受動喫煙に関する情報を十分に得ていると思いますか。(1つのみ○)

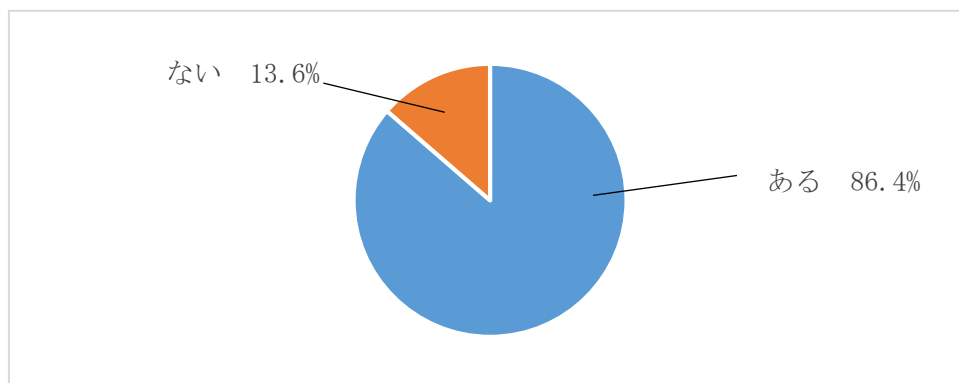


問4 あなたは現在、受動喫煙防止に関して関心がありますか。(1つのみ○)



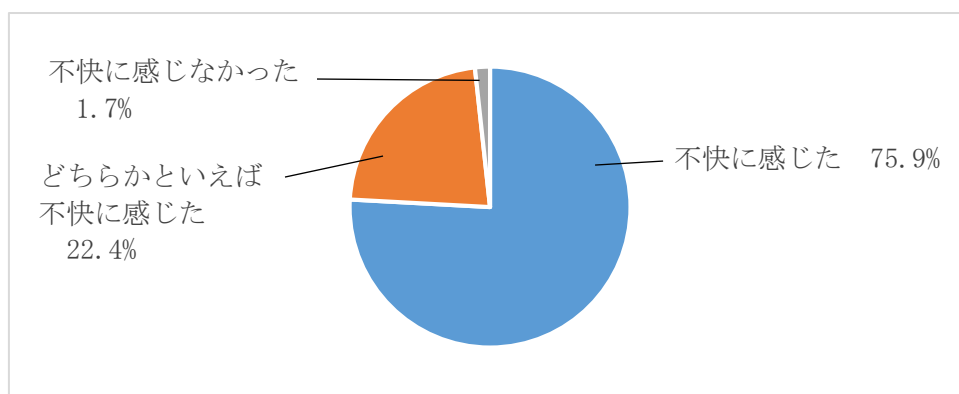
受動喫煙の「言葉も意味も知っている」は91.0%であり、受動喫煙防止についての関心についても91.0%（「大いに関心がある」42.5%、「関心がある」48.5%）と高い。受動喫煙の情報については、74.7%（「十分得ている」23.9%、「ある程度得ている」50.8%）が得られているとの回答であった。

問5 あなたは、今まで受動喫煙を受けたと感じたことがありますか。(1つのみ○)

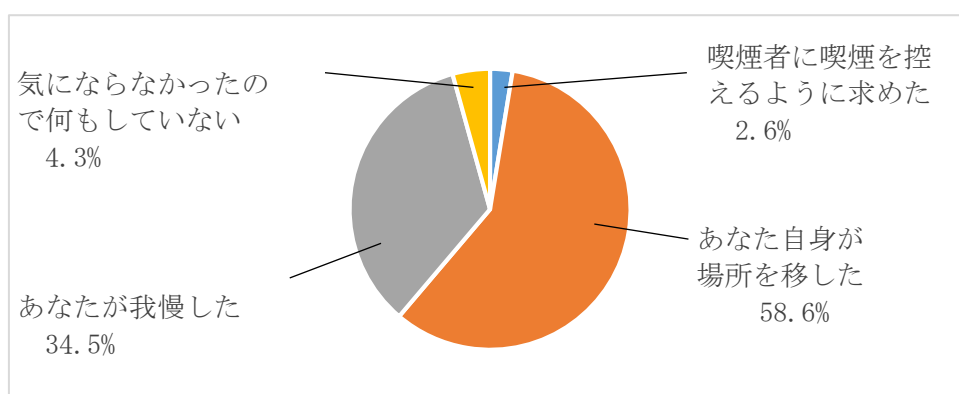


問5-2 問5で「ある」と回答された方にお伺いします。

あなたは、これまで受動喫煙を受けたとき不快に感じましたか。(1つのみ○)



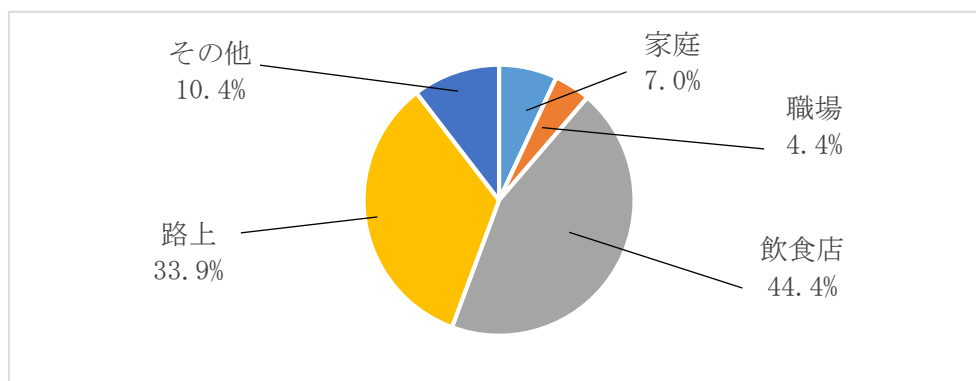
問5-3 問5で「ある」と回答された方にお伺いします。あなたは、これまで受動喫煙を受けたとき、どのような行動をとりましたか。(1つのみ○)



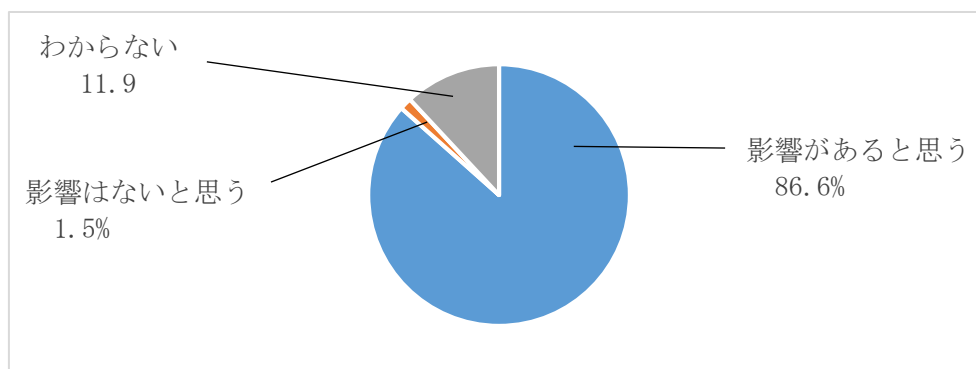
受動喫煙を受けたと感じた方(86.4%)は、98.3%(「不快に感じた」75.9%、「どちらかといえば不快に感じた」22.4%)が不快に感じている。

また、受動喫煙を回避する行動としては、「あなたが自身が場所を移した(58.6%)」、「あなたが我慢した(34.5%)」が93.1%であった。

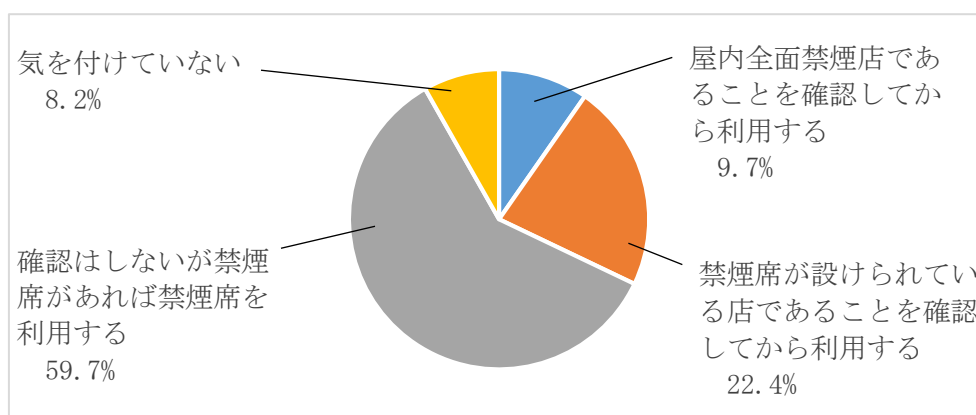
問5-4 問5で「ある」と回答された方にお伺いします。日常生活の中で受動喫煙がありますか。(最もあてはまるもの1つのみ〇)



問6 あなたは、受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。(1つのみ〇)



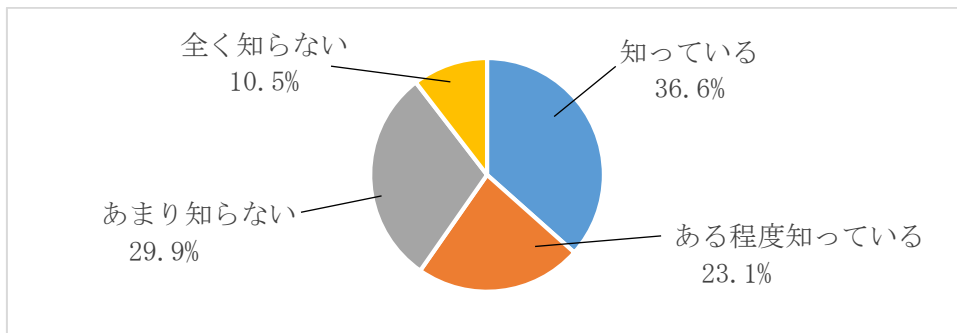
問7 あなたは、飲食店などを利用するとき、気を付けていることはありますか。(1つのみ〇)



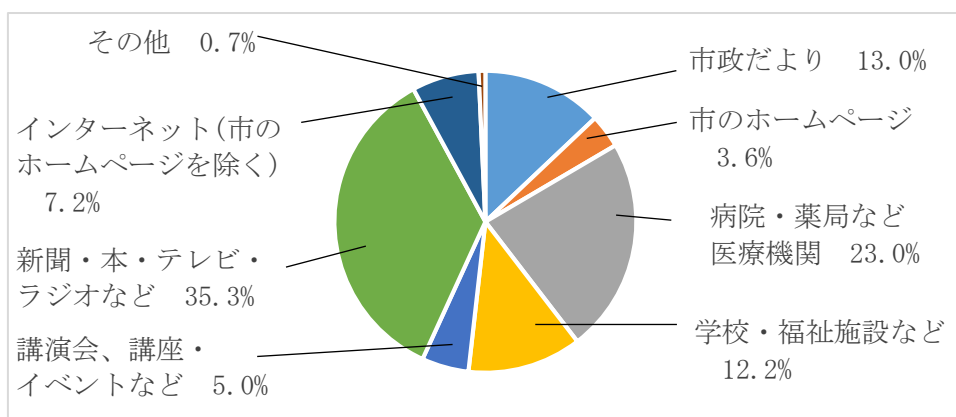
受動喫煙の機会が多いのは「飲食店」44.4%であった。  
 また、飲食店を利用するとき91.8%（「屋内全面禁煙店であることを確認」9.7%、「禁煙席設置店であることを確認」22.4%、「確認はしないが禁煙席があれば利用する」59.7%）の方が禁煙状況を考慮している。

【回答者の改正健康増進法に関する認識度】

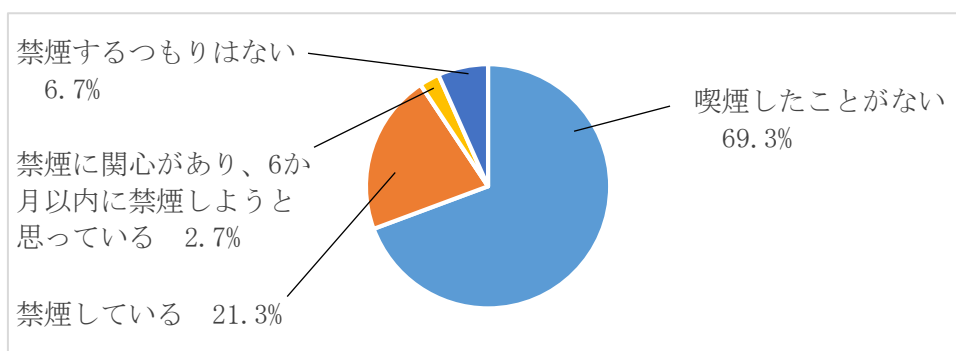
問8 あなたは、健康増進法の改正により受動喫煙対策が強化されたことをご存じですか。(1つのみ○)



問8-2 問8で「知っている」「ある程度知っている」と回答した方にお伺いします。あなたは、どのように知りましたか。(複数に○可能)



問8-3 問8で「知っている」「ある程度知っている」と回答した方にお伺いします。健康増進法の改正がきっかけとなり、禁煙しようと思いましたが。(1つのみ○)

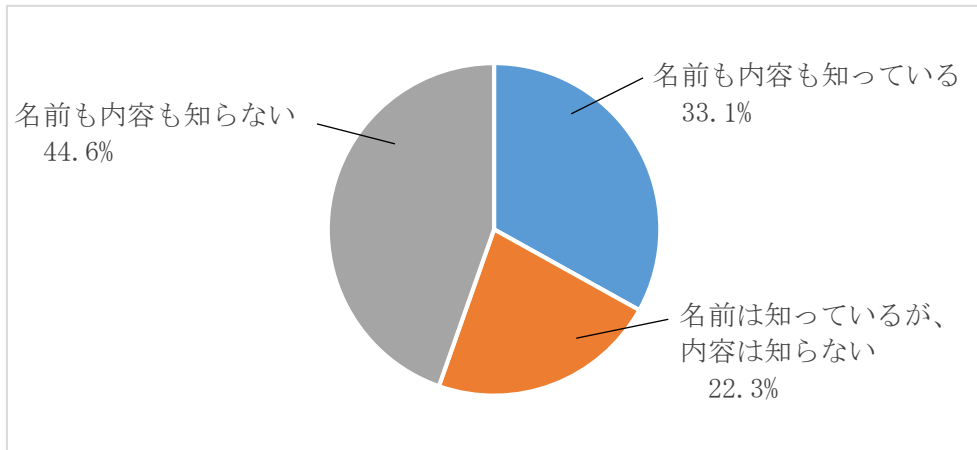


改正健康増進法による受動喫煙防止強化の認識は59.7%（「知っている」36.6%、「ある程度知っている」23.1%）であった。



【「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」の認識度】

問9 あなたは、「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」を知っていますか。(1つのみ○)



喫煙による代表的な疾患であるCOPDの認識度は33.1%である。

問10 自由意見（回答より抜粋）

【路上喫煙、屋外での喫煙に関して】

- 歩きタバコをやめてほしい。
- 自転車に乗って喫煙する人、歩きながらの喫煙、ベランダ喫煙も大変迷惑。
- 路上喫煙はやめてほしい。
- 北九州市内全域で屋外での喫煙、窓を開けての車内喫煙を禁止して欲しい。
- 歩きタバコは不快。
- タバコの捨てガラをバス停付近でもみかける。令和2年4月から原則屋内禁煙になる事を前もって公共施設等にはり出してほしい。
- 歩きタバコも禁止してほしい。
- タバコの吸い殻が道端に散見され、マナーの悪さが目に余ります。
- 自宅前の道路で通行人が喫煙し臭いと煙の被害を受けている。
- ポイ捨てに罰則を。
- 路上や公園での喫煙者からは、シンガポールのように厳しく罰金を徴収するべき。街の品位を汚す行為だ。
- 自転車運転中、歩行中の喫煙は厳に取り締まるべき
- コンビニや大手の店舗の前にある灰皿、ボックス等のある場所で喫煙する姿をよく見かける。
- ベランダで喫煙されている方が居てニオイが入ってきたりする。少し不快に思う。

【学校、病院等、公共の施設周辺での喫煙に関して】

- 病院、学校などの周囲の路上でたばこをすう人がいるのは対策をしてほしい。
- 公園の近くに路上駐車し喫煙する大人の存在。
- 市立八幡病院の前の歩道側で喫煙されている方がよく見られる。
- 公園があり公衆トイレがあります。タクシーがいつも休憩しています。周囲は吸殻だらけです。下水溝のまわりに沢山捨ててあります。モラルの低さにガッカリです。トイレのまわりに吸殻が落ちています。ゴミ箱を廃止するようになって街の通りや公園がゴミで汚くなりました。
- 学校の敷地内は禁煙となったが、学校入り口で喫煙されているため、非常に迷惑。
- 保育所の敷地内だけではなく周囲も喫煙禁止とすべき。
- 北九州市立医療センター近くのフェンスに敷地内では吸えませんと書かれているのはいいのですが一歩フェンスの外に出て道路ですっているのは見ていて嫌になります
- バス停での風上でたばこを吸われると気分が悪くなる

### 【飲食店での喫煙に関して】

- 飲食店はせめてランチ時だけでも全面禁煙に。
- 飲食店は全て禁煙とするように指導してほしい。
- レストランなど子供を連れていける場所は全面禁煙に。
- これからは飲食店の全面禁煙に努力してほしい。
- 食事を提供する店はすべて喫煙禁止としてもらいたい。
- 店の規模によって対応に違いがあるのは不十分であり、全ての店舗で全面禁煙にすべき。
- 飲食店等のたばこを吸われる方への”専用室設置”期待
- 飲食店はすべて禁煙に。
- 店員による店舗内での喫煙はまず控えるべき。

### 【喫煙者のマナーに関して】

- タバコを吸う人はほんとに周りの人の事を考えて欲しい
- ルールを守って喫煙してほしい。
- 自己責任かな。

### 【禁煙の推進に関して】

- 過去幾度も禁煙にトライはしていたがなかなか続かなかった。
- タバコを止めるべき
- 一番にすべきは、タバコの自販機を撤去すること。青少年の喫煙率は減るはず。女性の喫煙率が上がっている。
- たばこを売らない。
- 未成年の喫煙を良く見かける。未成年には、販売しない事になっているのに、喫煙しているのは不思議だ。
- 銀天街は喫煙禁止にしてほしい。

### 【受動喫煙防止の推進に関して】

- 喫煙所が外に設置されていても、密閉式で濾過装置がある喫煙所でないと意味がない。
- 黒崎駅が改装され駅ロータリーの喫煙所が無くなり、駅で受動喫煙することはなくなつた。しかし、ふれあい通りに降りるためのエスカレーターのそばにある喫煙所のことも加味していただきたい。
- 町内の会合等は、約6割の人が部屋でタバコを吸っています。
- 小学校の運動会などのイベントで門の外などで喫煙する場所を設けたりしていますが、基本的には子供に関わる場所、目にする場所では禁煙にするべき。
- 厳しく対応してほしいと思う。

- 電子タバコなども対象にしてほしい。
- 公共の場所での禁煙(電子タバコを含む)を。
- ボウリング場で喫煙場所が席のすぐ後ろにあり、いつも咳き込む様な状態で責任者に言っても取りあつてくれず辞めることとなった。

#### 【今後の受動喫煙防止の啓蒙・啓発に関して】

- 学校教育でも啓蒙、啓発活動を。
- 「受動喫煙」という言葉はわかりにくい。
- 市民センターなどには常時、たばこの害を知らせるポスター掲示を。
- 意識も高くなって来ている
- 随分以前は、会社のオフィスで喫煙することは普通でしたが、現在は分煙されており、会社で感じることはなくなりました。これはとても大きいと思います。
- 禁煙の場所、店とかも以前よりは増えていると思う。これからも、もっと増える様にお願ひします。
- 国は更なる周知徹底を。
- なくそう受動喫煙ではなく、吸わないキャンペーンを。
- 九州に帰ってきて驚きました。はっきりいって意識が低いと思いました。九州のたばこ文化がまだまだ根強いと。

#### IV 全体考察

東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、国民の健康増進をいっそう図るために、受動喫煙対策をさらに強化した「健康増進法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）」が平成30年7月に成立し、令和2年4月に完全施行される。本市においても、改正法施行を受け、市民の健康を守る観点からより一層強化した望まない受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進していくための取組みを実施しているところである。

「第二次北九州市健康づくり推進プラン」の目標実現に向け、受動喫煙および喫煙に関する市民の意見を把握し、その結果を今後の取り組みの参考にするため、アンケート調査を実施した。

##### 【喫煙状況】

回答者のうち、喫煙している方（加熱式たばこを含む）の割合は全体の約8%であり、喫煙するときに周囲の迷惑にならないように、「周囲の了解を得てから喫煙」（50%）という回答であった。

また、非喫煙者が飲食店を利用する場合、禁煙状況を「大いに考慮する」（約33%）、「考慮する」（35%）は約7割の回答であった。

##### 【受動喫煙に関する認知度】

受動喫煙の認知度（「言葉も意味内容も知っている」91%）および関心度（「大いに関心がある」約43%、「関心がある」約49%）は約9割と非常に高い。受動喫煙の健康への影響についても、「影響があると思う」（約87%）という理解度であった。

また、受動喫煙を今までに受けたと感じたことがある方は約9割にのぼった。場所別にみると「飲食店」（約44%）と最も高く、次いで「路上」（約34%）であった。また、受動喫煙を回避する行動としては、「あなた自身が場所を移した」（約59%）、「あなたが我慢した」（約35%）という回答であった。

##### 【改正健康増進法に関する認知度】

改正法による受動喫煙対策強化の認知度は、「知っている」（約37%）、「ある程度知っている」（約23%）が6割であり、その情報収集の手段は「新聞・本・テレビ・ラジオなど」（約35%）が最も多く、次いで「病院・薬局など医療機関」（23%）であった。

その一方で、改正法に関する認知があり、この機会がきっかけとなり「禁煙に関心があり、6か月以内に禁煙しようと思っている」（約3%）という回答であった。

### 【「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」の認識度】

COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認識度は、「名前も内容も知っている」（約33%）であった。

### 【まとめ】

改正法成立前からの受動喫煙防止のための普及啓発と改正法の成立による意識の高まりから、受動喫煙に関する認識や関心は高く、メディアや医療機関等から情報を得ていることが分かった。

一方で、受動喫煙の健康影響については理解度が高いものの、喫煙が原因のCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度は低いことから、受動喫煙の認知経路のひとつである医療機関などを通じた周知に取り組むことが有効ではないかと考える。

また、約9割が受動喫煙を受けたと感じたことがあり、場所別にみると飲食店が最も高く、利用する際は禁煙状況を考慮している状況がうかがえる。特に飲食店に対しては、それぞれの施設類型に応じて法を遵守した対策を今年4月から講じていただくために、周知・広報を一層徹底していきたい。

なお、受動喫煙を受けた方の多くは不快と感じ、受動喫煙を受けた方自身が回避のための行動をとっていることから、飲食店を含む多数の人が利用する施設管理者や喫煙者に対して、喫煙場所や喫煙する際の配慮義務や喫煙マナーの向上等のための啓発についても同時に丁寧に周知啓発を図ることが重要である。

今回のアンケートでは、現時点での受動喫煙防や改正法に関する市民の認識度、意識、要望などを確認することができた。今後も同様のアンケートを実施することで進捗状況把握の際の参考資料として活用するとともに、全面施行まで残りの期間はしっかりと周知啓発に取り組み、オール北九州で健康（幸）寿命の延伸の実現のための「望まない受動喫煙の防止」に向けて、着実に取り組んでいきたい。